次のとおり一般競争入札に付する。
令和８年 10 月 22 日

愛媛県農林水産研究所長　峯下　寿樹

1　入札に付する事項
(1) 件　　名　愛媛県農林水産研究所果樹研究センター高圧ケーブル取替修繕業務
(2) 内　　容　入札説明書、仕様書及び設計書のとおり
(3) 期　　間　契約日から令和９年３月 31 日（水）
(4) 場　　所　愛媛県松山市下伊台町 1618 番地
　　愛媛県農林水産研究所果樹研究センター
(5) 入札方法
　入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。
　また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2　入札に参加する者に必要な資格等
次のいずれにも該当する者であること。
(1) 愛媛県知事の審査を受け、令和８年度から 10 年度までにおける愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(3) 入札参加資格確認申請の提出期限の日から開札の日までの間に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
(4) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を置く者であること。
(5) 国及び地方公共団体等と同種の契約実績を有し、誓約書及び入札参加資格確認申請書等の提出により、適切かつ確実に当該業務を遂行できることの確認を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
　愛媛県農林水産研究所果樹研究センター・総務室
　〒791-0112　愛媛県松山市下伊台町 1618 番地
　電話（089）977－2100
(2) 入札書の提出日時及び場所
　日時　令和８年 11 月６日（金）　午後１時 30 分
　場所　愛媛県農林水産研究所果樹研究センター1 階　農家相談室

(3) 入札説明書等の交付方法

(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。

なお、交付の場合は、令和８年 10 月 22 日（木）から令和８年 11 月２日（月）まで（土曜、日曜、祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）とする。

(4) 開札の日時及び場所

日時　令和８年 11 月６日（金）　午後１時 30 分

場所　愛媛県農林水産研究所果樹研究センター１階　農家相談室

4 入札参加資格確認申請書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の受付期間

令和８年 10 月 22 日（木）から令和８年 11 月２日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。）

(2) 受付場所

上記３の(1)に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、令和８年 11 月２日（月）午後 5 時 15 分必着

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

また、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 137 条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の 10 分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第 154 条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

２に掲げる資格を有しない者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

契約書の作成を要し、落札（見積採用）した日から７日以内に作成する。

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 133 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、この入札は、最低制限価格制度の対象とすることから、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

（最低制限価格の算出方法

予定価格を定める際に適用した人件費単価を全て現に発効中の愛媛県最低賃金に置き換えて得た額とするなどして、最低制限価格を算出する。なお、愛媛県会計規則第 134 条の規定により、予定価格の 10 分の８以上の価格となる。）

(6) その他

この入札の詳細は、入札説明書による。